

1 市区町村(又は都道府県)が男女共同参画に関する取組を行う場合に活用できる支援制度

(1) 経済的支援

男女共同参画宣言都市奨励事業

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao.go.jp

ホームページ http://www.gender.go.jp/

① 目的

住民に密接な行政を行っている地方公共団体（政令指定都市を除く市町村及び特別区）において、地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市（以下「宣言都市」という。）」となることを奨励することにより、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成する。

② 制度の概要

(1) 宣言都市となる地方公共団体においては、実施要領を定め、以下の内容を含む事業を行う。

① 首長の声明、議会の決議、男女共同参画にかかる行政連絡会議（国の男女共同参画推進本部に相当するもの）における決定等、いずれかの方法による宣言都市となることの宣言

② 審議会における女性委員の登用のための特別プログラム、男女共同参画憲章の制定、模擬議会の開催、職員の研修等行政における具体的な男女共同参画の推進

③ 住民に男女共同参画社会づくりに関する理解と協力を得るためのシンポジウム、講座、表彰等広報啓発事業

(2) 内閣府は(1)の事業を行う市町村を募り、宣言都市となる地方公共団体を選定するとともに、当該団体に対して情報提供・助言等の支援を行う。

(3) 内閣府は、(2)で選定した地方公共団体と、(1)①の宣言に係る記念行事や、情報交換のための男女共同参画宣言都市サミットを共催し、当該事業実施にかかる経費の一部を負担する。（印刷製本費、会場借料等）

・募集期間

毎年4頃に都道府県を通じて募集を行う。

女性のキャリア形成支援プラン（女性のキャリア形成を支援するための学習支援等に関する実践的調査研究など）

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

男女共同参画推進係

TEL 03-6734-2654

FAX 03-6734-3719

メールアドレス danjo@mext.go.jp

ホームページ

① 目的

女性の様々なチャレンジのための学習機会の提供や支

援者の養成、情報提供等により、女性のキャリア形成を支援する。

② 制度の概要

・対象者

地域社会の方針決定過程や地域活動等へ参画したい女性等

・対象事業

女性のキャリア形成を支援に関する調査研究（女性のキャリア形成支援事業）、女性が地域社会等における方針決定過程への参画を支援する研修やフォーラムなど（上へのチャレンジ支援事業）。

・制度の内容

文部科学省から大学、教育委員会、教育関係機関・施設、女性団体・NPO等の各種団体・グループ等で構成する実行委員会に事業を委託し、委託費を交付することにより、各地域の実情に応じてキャリア形成に関する支援体制づくりや学習機会の提供等を行う。

・募集期間

当該年度の前年度末頃

③ その他特記事項

「女性のキャリア形成支援事業」は平成16年度～18年度の3カ年計画で継続的に委託を行うため、新規募集は行わないこととしている。

家庭教育支援総合推進事業（父親の家庭教育参加を考える集いの実施など）

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

家庭教育支援室家庭教育振興係

TEL 03-6734-2927

FAX 03-6734-3719

メールアドレス danjokat@mext.go.jp

ホームページ

① 目的

家庭教育に関する学習機会の提供等により、家庭教育を支援する。

② 制度の概要

・対象者

子育て中の父親等

・対象事業

父親の家庭教育への参加を促進する地域活動の報告会、父親と子どものふれあいを深める交流会など。

・制度の内容

文部科学省から都道府県レベルの実行委員会に事業を委託し、委託費を交付することにより、各地域の実情に応じて家庭教育に関する学習機会の提供等を行う。

・募集期間

当該年度の前年度末頃

③ その他特記事項

「父親の家庭教育参加を考える集いの実施」は、家庭教育支援総合推進事業の中で実施する事業のひとつであり、他に、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成や、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を行い、家庭教育支援のための総合的な取組を推進している。

農業・農村男女共同参画対策—強い農業づくり交付金—

農林水産省経営局普及・女性課
TEL 03-3502-8111 (代)
FAX 03-3593-2612
メールアドレス
ホームページ <http://www.maff.go.jp/danjo/joho.html>

① 目的

農業・農村の重要な担い手たる女性の社会参画及び経営参画を進めるため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施し、情報提供の強化等を行い、女性の活動しやすい環境づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。

② 制度及び事業の概要

- ・実施主体
都道府県、市町村等
- ・対象者
女性農業者等
- ・内容

女性の社会参画を促進するため、地域段階での女性の社会参画目標の設定、目標実現に向けた啓発研修等の開催、男女共同参画アドバイザーの認定、社会参画促進に関する検討会等を実施。

女性の経営参画を促進するため、農業経営、農業技術、起業等の研修及び経営法律相談会、ネットワーク化促進のための交流会の開催、経営参画に関する検討会等を実施。

女性が活動しやすい環境づくりを促進するため、男女共同参画窓口の強化、母性保護・子育て等の研修の開催、男女共同参画に関する調査・分析等を実施。

- ・実施期間または募集期間
平成17年度～平成22年度

③ その他特記事項

補助率： 定額（1／2以内）

担い手育成目標—強い水産業づくり交付金—

水産庁企画課、研究指導課
TEL 03-3502-8111 (代)
FAX 03-3591-5314 (研究指導課)
メールアドレス
ホームページ

① 目的

漁村地域における人材の確保及び育成等を推進し、水産業の健全な発展に資する。

② 制度及び事業の概要

- ・実施主体
都道府県、市町村、漁業協同組合等
- ・対象者
漁業者、漁村女性等のグループ
- ・内容

担い手等（漁業者、漁村女性等のグループ等）の自主的な活動（研修会等開催・派遣、試験・調査の実施、交流促進、漁業等に関する普及啓発活動等）の支援

- ・実施期間または募集期間
平成17年度～平成21年度

③ その他特記事項

補助率： 定額（1／2以内）

経営構造改善目標—強い水産業づくり交付金—

水産庁防災漁村課
TEL 03-3502-8111 (代)
FAX 03-3581-0325
メールアドレス
ホームページ

① 目的

水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成

② 制度及び事業の概要

- ・実施主体
都道府県、市町村、漁業協同組合等
- ・対象者
沿岸漁業者等
- ・内容
女性等活動拠点施設の整備等
- ・実施期間または募集期間
平成17年度～平成21年度

③ その他特記事項

交付率：定額（1／2、4／10、1／3以内（沖縄県については2／3以内））

アグリチャレンジャー支援—強い農業づくり交付金—

農林水産省経営局構造改善課経営構造対策室
TEL 03-3502-8111 (代)
FAX 03-3592-6248
メールアドレス
ホームページ
<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/kaizenzygyou/index.htm>

① 目的

認定農業者等の経営体の経営の多角化及び農畜産物等の高付加価値化等による経営発展を図ることを目的として実施する。

② 制度及び事業の概要

- ・実施主体
認定農業者等の組織する団体等
- ・対象者
認定農業者等
- ・内容
農業生産を核に加工・流通・販売・交流等のアグリビジネスに挑戦する上で必要となる生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備。
- ・実施期間または募集期間
平成17年度～平成21年度

③ その他特記事項

交付率：定額（1／2以内）

なお、国は、交付金の配分に当たって、女性によるアグリビジネスを通じた起業活動に対し、優先的に配分。

望ましい林業構造確立対策—強い林業・木材産業づくり交付金—

林野庁研究・保全課

TEL 03-3502-8111 (代)

FAX 03-3502-2104

メールアドレス

ホームページ

① 目的

森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林環境の整備・保全等を着実かつ適切に実施するためには、重視すべき機能に応じた森林整備を担う森林所有者等の技術の向上を通じて森林の多面的機能の向上を図る必要がある。

このため、林業女性の経営参画への取組み促進を支援し、森林の多面的機能を持続的に発揮できる森林整備現場で担う人材の育成を通じて良好な森林環境の整備を促進する。

② 制度及び事業の概要

・実施主体

都道府県、市町村、林業者で組織する団体

・対象者

女性林業者等

・内容

女性の地域・生産活動を促進するための知識・技術向上講座の開催

・実施期間または募集期間

平成17年度～平成21年度

③ その他特記事項

交付率：定額（1／2以内）

経営構造対策のうち女性アグリサポートセンターの整備—強い農業づくり交付金—

農林水産省経営局構造改善課経営構造対策室

TEL 03-3502-8111 (代)

FAX 03-3592-6248

メールアドレス

ホームページ

<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/kaizenziguou/index.htm>

① 目的

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保並びに担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に結びつく施設等の整備を図る。

② 制度及び事業の概要

・実施主体

市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体等

・対象者

女性農業者等

・内容

女性農業者による特産品開発や農産物加工等の活動を総合的に支援するため、託児機能や特産品の研究開発機能、各種研修機能等を複合的に有する施設（女性アグリサポートセンター）を整備し、女性の経営参画を促進。

・実施期間または募集期間

平成17年度～平成21年度

③ その他特記事項

交付率：定額（1／2以内）

特定優良賃貸住宅制度

国土交通省住宅局住宅総合整備課

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1627

メールアドレス

ホームページ

① 目的

中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する。

② 制度の概要

・施策対象

i) 収入分位：25%～50%（原則階層）

都道府県知事の裁量階層で0～80%まで可能

ii) 原則同居親族のある者

（参考）4人標準世帯収入

25%：約510万円、50%：約690万円、

80%：約1,060万円

・供給主体

民間土地所有者、地方住宅供給公社等、地方公共団体

・建設費等に対する助成

i) 地域住宅交付金

特定優良賃貸住宅の建設費等を基幹事業費として交付限度額を算出

ii) 建設費等補助

a. 民間建設：共同施設等整備費（国1/3、地方1/3）

b. 地方住宅供給公社等建設：全体工事費（国1/6、地方1/6）

c. 地方公共団体建設：全体工事費（国1/3）

iii) 家賃対策補助

家賃と入居者負担基準額との差額について毎年度補助（収入分位50%以下 国1/2、地方1/2）

補助期間：傾斜型 最長20年間

フラット型 最長15年又は10年

（地域による異なる。）

③ その他特記事項

18歳未満の同居する児童が3人以上いる世帯については、都道府県知事の裁量により優先入居の取り扱いができる。

公営住宅への優先入居

国土交通省住宅局総務課

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1627

メールアドレス

ホームページ

① 目的

少子高齢社会に対応し、子育てしやすい環境を整えるとともに、様々な人々が居住し、交流するバランスのとれたコミュニティの形成を図る。

② 施策の概要

・対象者

多子世帯（18歳未満の子供が3人以上いる世帯）をはじめとする子育て世帯等

・施策の内容

多子世帯をはじめとする子育て世帯について、公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体である地方公共団体の判断により優先的に取り扱うことが可能

住宅市街地総合整備事業

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1627

メールアドレス

ホームページ

① 目的

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

② 事業の概要

・整備地区の要件

- 重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
- 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）であること。（街なか居住再生型を除く。）

・重点整備地区の要件

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）であること。
- 次のいずれかの要件に適合すること。
 - 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね1ha以上かつ面積20%以上の拠点の開発を行う区域を含むこと）
 - 沿道等整備型（三大都市圏の既成市街地等において、特定公共施設又は沿道整備対策としての緩衝建築物の整備等が行われること）
 - 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
 - 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね30ha以下））

・事業主体

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

・補助内容

- 整備計画策定（整備計画、事業計画策定等）
- 市街地住宅等整備（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備等）
- 居住環境形成施設整備（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）
- 耐震改修促進（耐震改修等）
- 防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- 関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）
- 都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用

賃貸住宅整備等）

- 公営住宅等整備（公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の整備等）
- 住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）
- 街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）

③ その他特記事項

- 拠点開発型、d. 街なか居住再生型の活用により、職住近接のまちづくりを推進し、男女共同参画のまちづくりに貢献する。

公共賃貸住宅団地における子育て支援施設等との一体的整備

国土交通省住宅局住宅政策課

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1627

メールアドレス

ホームページ

① 目的

公営住宅、都市再生機構賃貸住宅等の公共賃貸住宅団地の建替え等に際し、子育て支援施設等の併設などを推進

② 施策の概要

- 公営住宅・特定優良賃貸住宅等
公営住宅・特定優良賃貸住宅等を子育て支援施設等と一体的に整備する場合について、補助限度額の加算等を実施
- 都市再生機構賃貸住宅
既存の都市再生機構賃貸住宅の建替えに際し、地方公共団体、社会福祉法人等により子育て支援施設等を併設する。
- 大規模公営住宅団地の建替えに際し、子育て支援施設等の併設を原則化

男女共同参画活動拠点推進事業費補助金

秋田県生活環境文化部男女共同参画課

TEL 018-860-1555

FAX 018-860-3895

メールアドレス persons@pref.akita.lg.jp

ホームページ http://www.pref.akita.jp/josei/danjo.htm

① 目的

男女共同参画活動を行う団体・グループ等の活動を推進するため、市町村が新たに実施する活動拠点づくりに要する整備費に対する助成

② 制度の概要

・対象者

市町村

・対象事業

活動支援に必要な設備整備、施設補修費

・制度の内容

1市町村1、500千円を上限

・募集期間

別に通知する期間

③ その他特記事項

平成17年度終了予定

男女共同参画地域推進事業費補助

茨城県知事公室女性青少年課

TEL 029(301)2178

FAX 029(301)2189

メールアドレス josei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/josei.htm>

① 目的

市町村への補助を行うことにより、男女共同参画について地域へ啓発普及並びに市町村における計画の策定等男女共同参画行政の促進を図る。

② 制度の概要

・補助対象者

市町村

・補助対象事業

- ・ 庁内連絡会議等の設置等男女共同参画行政を推進するための組織整備に関する事業
- ・ 計画策定にあたっての各種事業
- ・ 家庭における男女共同参画の啓発に関する事業
- ・ 女性の社会参加に向けた社会環境整備に関する事業など

・補助制度の内容

- ・ 補助率 事業費の1/2
- ・ 補助限度額 200,000円
- ・ 対象市町村 年間8市町村
(予定、ヒアリング等により県が決定。)

コモンズ支援金（信州ルネッサンス革命推進事業）

長野県企画局ユマニテ・人間尊重課

TEL 026-235-7102

FAX 026-235-7389

メールアドレス humanite@pref.nagano.jp

ホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

① 目的

「未来への提言・コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命～」の具現化を図るため、地域に軸足を置いた施策や協働して行う創意工夫ある取組みなど、提言の理念に基づき市町村や公共の団体等が行う事業に対して、必要な経費を支援する。

② 制度の概要

・対象者

- ・ 市町村、広域連合及び一部事務組合
- ・ 公共の団体等（県内に事務所を有する公共的活動や地域づくり活動を行うNPO、協議会等）

・対象事業

- ◇特別分 「安心・安全な暮らしの支援」など12の事業のうち、次に掲げるもの。
 - ・ 先駆的でモデル性が高く、かつ、他の地域への普及が期待される事業
 - ・ 事業効果が広域市町村圏を越えて広範に及ぶものと認められる事業
 - ・ 県が実施する事業と同様の目的を有する事業で、当該目的の推進に資するもの
- ◇一般分 12の事業のうち特別分の対象とならないもの

・制度の内容

- ・ ソフト事業 10分の10以内
- ・ ハード事業 3分の2以内

運営費等の交付対象とならない経費や国・県補助金、分担金、負担金等の特定財源を控除した経費に対して、予算の範囲内で交付する。

・募集期間

受付をする地方事務所ごとに異なる。

- ・ 特別分 4月中旬～5月上旬
- ・ 一般分 4月中旬～5月中旬

男女共同参画促進のための講師派遣制度

大阪府生活文化部男女共同参画課

TEL 06-6942-3821

FAX 06-6944-6648

メールアドレス danjokiyodo@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ <http://pref.osaka.jp/danjo/>

① 目的

男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野への女性の参画を促進するため、各種団体等のトップ層が参加する会合等の場へ男女共同参画について豊かな見識を有する専門家を講師として派遣し、関係者の啓発を図る。

② 制度の概要

・対象者及び対象事業

複数の市町村が中心となって組織する協議会をはじめ、商工・福祉・教育など、様々な分野において、男女共同参画社会についての理解を深めていただくため、各種団体等の指導者や代表者などが参加する研修会や会議等の場を対象とする。

・制度の内容

各種団体が行う研修会や会議等に、男女共同参画について豊かな見識を有する講師を派遣し、男女共同参画についての理解を深めてもらう。団体等へ派遣するときの講師謝礼と旅費は大阪府が負担する。

・募集期間

通年

男女共同参画・地域入門講座

広島県環境生活部管理総室男女共同参画推進室

TEL 082-513-2746

FAX 082-227-2549

メールアドレス kandanjo@pref.hiroshima.jp

ホームページ

<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/danjo/index.html>

① 目的

地域における男女共同参画を推進することを目的として、身近で誰でも学習できる場を提供するとともに、女性団体・グループの活動の場を提供し、市町での自己啓発の機会、男女で取り組む地域づくりを支援する。

② 制度の概要

・対象者

県内の市町

・対象事業

男女共同参画に関する基礎的知識の習得を目的とした研修事業（2H×5回）

・制度の内容

市町が企画した研修事業に対して運営上のアドバイス、講師派遣、講師謝礼金、旅費交通費の負担

・実施方法

県内3か所で開催

・募集期間

4月中旬～5月中旬（平成17年度の場合）

③ その他特記事項

県が運営費を補助している財団法人広島県女性会議の事業（メールアドレス：essor@essor.or.jp、ホームページ：http://www.essor.or.jp）

男女がともに参画する社会づくり事業費補助金

高知県男女共同参画・NPO課

TEL 088-823-9769

FAX 088-823-9679

メールアドレス 143201@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ http://www.pref.kochi.jp/~danjyo/

① 目的

市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が中心となって組織する協議会が、地域や学校など様々な分野で男女がともに参画できる社会づくりを促進するため、それぞれの地域の特性に応じた取り組みを直接、間接に行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与する。

② 制度の概要

・対象者

市町村、一部事務組合、広域連合または複数の市町村が中心となって組織する協議会

・対象事業

1. ソフト事業

- (1) 市町村男女共同参画計画策定・条例制定事業
- (2) エンパワーメント推進事業
- (3) 環境整備事業

2. ハード事業

- (1) 環境整備事業（既存施設分）

・制度の内容

ソフト事業、ハード事業ともに補助率1/2、補助限度額は500万円

・募集期間

随時（予算の範囲内）

(2) 市区町村(又は都道府県)に対する講師派遣、研修会など

① アドバイザー派遣、講師派遣など

配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao.go.jp

ホームページ http://www.gender.go.jp/

① 目的

配偶者からの暴力の被害者に対する相談業務を行っている配偶者暴力相談支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有する者又は団体を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー（以下アドバイザーという。）」として派遣し、相談業務の充実を支援する。

② 制度の概要

・内容

アドバイザーは、地域の現状を踏まえ、効果的な助言、指導を行う。アドバイザーによる助言の方法としては、面談（個別・集団）、研修会形式（事例研究等）、メール等による助言などが考えられる。

・アドバイザーの派遣対象

アドバイザーの派遣により、業務の円滑な遂行が期待できる相談機関とする。具体的には、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター／女性センター、民間シェルター等が考えられる。

・アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーは、それぞれの専門分野における知識、経験を有することはもとより、配偶者からの暴力に関する知識、経験を有する者又は団体から選定する。アドバイザーの選定は、派遣先の要望等を踏まえて行う。

③ その他特記事項

アドバイザーに係る謝金、旅費等は国の負担とする。

市町村支援事業（青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業）

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

TEL: 017-734-9228

FAX: 017-734-8050

メールアドレス seishonen@ags.pref.aomori.jp

ホームページ http://www.ags.pref.aomori.jp/danjyo

① 目的

当県市町村における計画策定率が全国と比較しても低い状況にあることから、基本計画策定等の支援や住民の意識調査、新市町村発足に伴う行政職員の意識啓発等を目的として当事業を実施している。

② 制度の概要

・対象者

市町村職員等

・対象事業

青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業

・制度の内容

市町村からの求めに応じて必要なアドバイザーを派遣し、市町村計画の策定等に必要の助言や、市町村職員を対象とした意識啓発研修会等を通して、市町村に対して幅広い情報を提供する。

・募集期間

通年